

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年6月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300176号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400006号

第1 結論

第2の2に示す請求期間①から②までについて、請求者が主張する記録に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和52年1月から同年12月まで
② 昭和53年1月から昭和54年3月まで
③ 昭和54年4月から昭和55年2月まで
④ 昭和55年3月
⑤ 昭和55年4月から昭和56年3月まで
⑥ 昭和56年4月から同年6月まで
⑦ 昭和56年7月から昭和61年3月まで
⑧ 昭和61年4月から同年7月まで
⑨ 昭和61年8月から昭和62年3月まで
⑩ 昭和62年5月から同年11月まで
⑪ 昭和63年2月及び同年3月
⑫ 平成元年6月から同年12月まで
⑬ 平成2年1月から平成3年3月まで
⑭ 平成3年4月から平成4年3月まで
⑮ 平成4年4月から平成6年1月まで
⑯ 平成6年2月から平成7年3月まで
⑰ 平成7年4月から平成10年3月まで
⑱ 平成12年3月から同年5月まで
⑲ 平成12年6月から平成14年3月まで
⑳ 平成14年4月から同年7月まで
㉑ 平成14年8月から平成16年3月まで
㉒ 平成16年4月から平成17年1月まで

請求期間①から②までについて、日本年金機構の記録は誤りだらけなので、調査の上、私の主張どおりに記録を訂正してほしい。

請求期間①及び②について、現在、日本年金機構の記録は、請求期間①は保険料を前納、請求期間②は未納とされているが、私は、請求期間①及び②については納付書で保険料を納付した。

請求期間③及び④について、現在、日本年金機構の記録は、請求期間③は未納、請求期間④は無資格とされているが、私は、請求期間③及び④については昭和 54 年度 1 年間分の保険料を前納した。

請求期間⑤から⑦までについて、現在、日本年金機構の記録は、無資格とされているが、私は、請求期間⑤及び⑦については納付書で保険料を納付し、請求期間⑥については保険料を納付していなかったため未納である。

請求期間⑧から⑪までについて、現在、日本年金機構の記録は、請求期間⑧及び⑩は第 3 号被保険者、請求期間⑨及び⑪は未納とされているが、私は、請求期間⑧から⑪までについては納付書で保険料を納付した。

請求期間⑫から⑮までについて、現在、日本年金機構の記録は、請求期間⑫及び⑮は保険料を納付、請求期間⑬は未納、請求期間⑭は免除とされているが、請求期間⑫から⑮までについては無資格である。

請求期間⑯及び⑰について、現在、日本年金機構の記録は、保険料を納付したとされているが、私は、請求期間⑯及び⑰については保険料を前納した。

請求期間⑱及び⑲について、現在、日本年金機構の記録は、免除とされているが、私は、請求期間⑱については保険料を追納し、請求期間⑲については納付書で保険料を納付した。

請求期間⑳から㉔までについて、現在、日本年金機構の記録は、未納とされているが、私は、請求期間㉑及び㉒については納付書で保険料を納付し、請求期間㉓については保険料の免除を申請した。

第 3 判断の理由

- 1 請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、昭和 51 年 10 月頃に払い出されたものと推認されることから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われ、その際に 20 歳到達時の昭和 51 年*月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。

また、戸籍によれば、請求者は複数回、氏の変更をしていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して旧姓を含め誤りが生ずる可能性のある漢字、読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の請求期間①から㉔までの記録は、上述の国民年金手帳記号番号（平成 9 年 1 月 1 日からは基礎年金番号）に基づき一元的に管理されていたこととなる。

- 2 請求期間①及び②について、オンライン記録によると、請求期間①は保険料を前納、請求期間②は未納とされているが、請求者は、請求期間①及び②につ

いては納付書で保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の保険料を納付したと主張するのみで、保険料納付状況等の詳細は不明であり、その主張が確認できる資料の提出はない。

また、請求者が請求期間①及び②当時居住していたとするA市、B市及びC市並びに戸籍の附票により昭和53年11月2日から住所を定めていたことが確認できるD市は、請求者に係る国民年金の記録は確認できない旨回答しており、紙台帳検索システムにおいても、A市、B市及びC市に係る請求者の国民年金被保険者名簿等の帳票類が索出されないため、請求者の請求期間①及び②に係る保険料の納付状況を確認することはできない。

さらに、D市作成の「年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日現在）」によれば、請求期間①は前納、請求期間②は未納と記録されているところ、当該記録はオンライン記録と一致している。

これらのことから、請求者の主張どおりの保険料納付が行われたとは推認し難い。

- 3 請求期間③及び④について、オンライン記録によると、請求期間③は未納、請求期間④は無資格とされているが、請求者は、請求期間③及び④については昭和54年度1年間分の保険料を前納した旨主張している。

しかしながら、請求期間③及び④について、請求者は、昭和54年度1年間分の保険料を前納したと主張するのみで、保険料納付状況等の詳細は不明であり、その主張が確認できる資料の提出はない。

また、上述のとおり、D市は請求者に係る国民年金の記録は確認できない旨回答しており、D市作成の「年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日現在）」によれば、請求期間③は未納、請求期間④は無資格と記録されているところ、当該記録はオンライン記録と一致していることから、請求者が請求期間③及び④の保険料を前納したとは推認し難い。

- 4 請求期間⑤から⑦までについて、オンライン記録によると、無資格とされているが、請求者は、請求期間⑤及び⑦については納付書で保険料を納付し、請求期間⑥については保険料を納付していなかったため未納である旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間⑤及び⑦については納付書で保険料を納付し、請求期間⑥については保険料を納付していなかったため未納である旨主張するのみで、保険料納付状況等の詳細は不明であり、その主張が確認できる資料の提出はない。

また、D市作成の「年度別納付状況リスト（昭和59年5月10日現在）」によれば、請求期間⑤から⑦までは無資格と記録されているところ、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、戸籍の附票により昭和58年3月22日から住所を定めていたことが確認できるE市は、請求者に係る納付状況等確認できる資料は保存年限経過のため保管していない旨回答していることから、請求者に係る国民年金被保険者

資格及び納付の状況については確認することができない。

これらのことから、請求者が請求期間⑤及び⑦の保険料を納付書で納付し、請求期間⑥は未納であるとは推認し難い。

- 5 請求期間⑧から⑪までについて、オンライン記録によると、請求期間⑧及び⑩は第3号被保険者、請求期間⑨及び⑪は未納とされているが、請求者は、請求期間⑧から⑪までについては納付書で保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間⑧から⑪までの保険料を納付書で納付したと主張するのみで、保険料納付状況等の詳細は不明であり、その主張が確認できる資料の提出はない。

また、上述のとおり、E市は、請求者に係る納付状況等確認できる資料は保存年限経過のため保管していない旨回答している。

さらに、制度上、第3号被保険者は保険料の納付を要せず、納付書が発行されることはない上、オンライン記録によれば、昭和61年4月1日に第3号被保険者の資格を取得（事務処理は昭和61年5月30日）、昭和61年8月28日に第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更（事務処理日は昭和61年9月26日）、昭和62年5月1日に第1号被保険者から第3号被保険者へ種別変更（事務処理日は昭和62年10月6日）、昭和62年12月6日に第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更（事務処理日は昭和62年12月24日）する事務処理が行われていることが確認できるところ、社会保険事務所（当時）が届出もなく、複数の資格取得及び種別変更に係る事務処理を行ったとは考え難い。

これらのことから、請求者が請求期間⑧から⑪までの保険料を納付書で納付していたとは推認し難い。

- 6 請求期間⑫から⑮までについて、オンライン記録によると、請求期間⑫及び⑮は保険料を納付、請求期間⑬は未納、請求期間⑭は免除とされているが、請求者は、請求期間⑫から⑮までについては、寄付のため50万円先取りしたことから、無資格である旨主張している。

しかしながら、請求者は請求期間⑫から⑮までを無資格と主張するのみで、これを裏付ける資料はないことから、国民年金被保険者資格喪失事由に該当する事情を見出すことはできない。

これらのことから、請求期間⑫から⑮までについて、請求者が無資格であるとは推認し難い。

- 7 請求期間⑯及び⑰について、オンライン記録によると、保険料を納付したとされているが、請求者は、請求期間⑯及び⑰については保険料を前納した旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間⑯及び⑰について保険料を前納したと主張するのみで、保険料納付状況等の詳細は不明であり、その主張が確認できる資料の提出はない。

また、請求者が請求期間⑯及び⑰当時居住したとしているF市は、請求者に係る国民年金の記録は保管していない旨回答していることから、同市における請求者の保険料納付状況について確認することはできない。

さらに、その後居住したとするG市から提出された国民年金納付記録によれば、請求期間⑯及び⑰について、前納していたことは確認できない。

加えて、オンライン記録によると、納付日が確認できる平成9年度は、9回に分けて納付していることが確認できる。

これらのことから、請求者が請求期間⑯及び⑰の保険料を前納していたとは推認し難い。

- 8 請求期間⑱及び⑲について、オンライン記録によると、免除とされているが、請求者は、請求期間⑱については、平成28年12月にH駅改札口I店で保険料を追納し、請求期間⑲については、納付書で保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、制度上、保険料の追納については、過去10年以内の免除期間に限り納付することができるかとされているところ、請求者が平成28年12月当時居住していたJ市を管轄するK年金事務所は、平成28年12月の時点で請求期間⑱の保険料を追納することは不可能であり、追納できる期間はない旨回答している。

また、請求者が請求期間⑱及び⑲当時居住していたL市に係る請求者の国民年金システムの免除履歴及び国民年金被保険者名簿並びにG市に係る請求者の国民年金納付記録及び国民年金被保険者名簿によれば、請求期間⑱及び⑲については免除の記録が確認できるところ、当該記録は、オンライン記録と一致しており、請求者が主張するとおり、請求期間⑱の保険料を追納し、請求期間⑲の保険料を納付書で納付した形跡は見当たらない。

さらに、K年金事務所が保管する請求者に係る国民年金後納保険料納付申込書（平成27年2月20日受付）によると、請求者が平成27年2月17日に平成17年2月から同年4月までの保険料につき後納（過去10年以内の未納期間に係る国民年金保険料を納めることのできる制度）を申込みしていることが確認できる上、オンライン記録によると、当該期間の保険料について後納を申込み、平成27年2月25日に納付していることが確認できるところ、このほかに請求者が主張する追納に係る資料は確認できない。

これらのことから、請求者が請求期間⑱の保険料を追納し、請求期間⑲の保険料を納付したことについて確認できない。

- 9 請求期間⑳から㉔までについて、オンライン記録によると、未納とされているが、請求者は、請求期間⑳及び㉔については納付書で保険料を納付し、請求期間㉑については保険料の免除を申請した旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間㉑及び㉔については、納付書で保険料を納付し、請求期間㉑は保険料の免除を申請したと主張するのみで、保険料納付状況等の詳細は不明であり、その主張が確認できる資料の提出はない。

また、L市及びJ市は、請求者の納付状況及び免除申請等に係る資料は保存年限経過のため保管していない旨回答している。

これらのことから、請求者が請求期間㉑及び㉔の保険料を納付し、請求期間㉑の保険料の免除を申請したことについて確認できない。

- 10 このほか、請求期間①から②までについては、請求者の主張する記録である

ことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求者の主張する記録であることをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、さらに請求期間⑰から⑳までについては、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間⑰から⑳までに係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間⑰から⑳までの保険料を納付又は前納していたこと、免除を申請していたこと及び追納を申込みしていたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

- 11 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間①から⑳までについて、請求者が主張する記録に訂正することはできない。